

「北九州市・新ビジョン」に基づく
行政評価の取組結果
(令和7年度)

令和8年8月

北九州市財政・変革局市政変革推進室

目次	
概要	2
施策評価	3
事業評価	
市長公室	20
危機管理室	21
技術監理局	23
政策局	24
総務市民局	26
財政・変革局	27
保健福祉局	28
子ども家庭局	34
環境局	38
産業経済局	41
都市ブランド創造局	47
都市戦略局	50
都市整備局	53
港湾空港局	54
消防局	56
上下水道局	57
教育委員会	58

1 行政評価の概要

北九州市では、北九州市自治基本条例（平成 22 年北九州市条例第 30 号）第 18 条の規定に基づき、平成 22 年度から行政評価を実施しており、施策及び事業の成果や達成度を評価し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、次年度以降の施策及び事業の改善につなげてきた。

行政評価は、施策及び事業の実施状況や成果を検証することにより、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の PDCA サイクルにおける「評価（Check）」を担い、その結果を改善（Action）につなげることで、行政運営の継続的な見直しを図るものである。

また、令和6年3月に策定した「北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）」（以下「新ビジョン」という。）では、行政評価により、新ビジョンに基づく施策及び事業の取組状況や達成状況を把握することとしている。

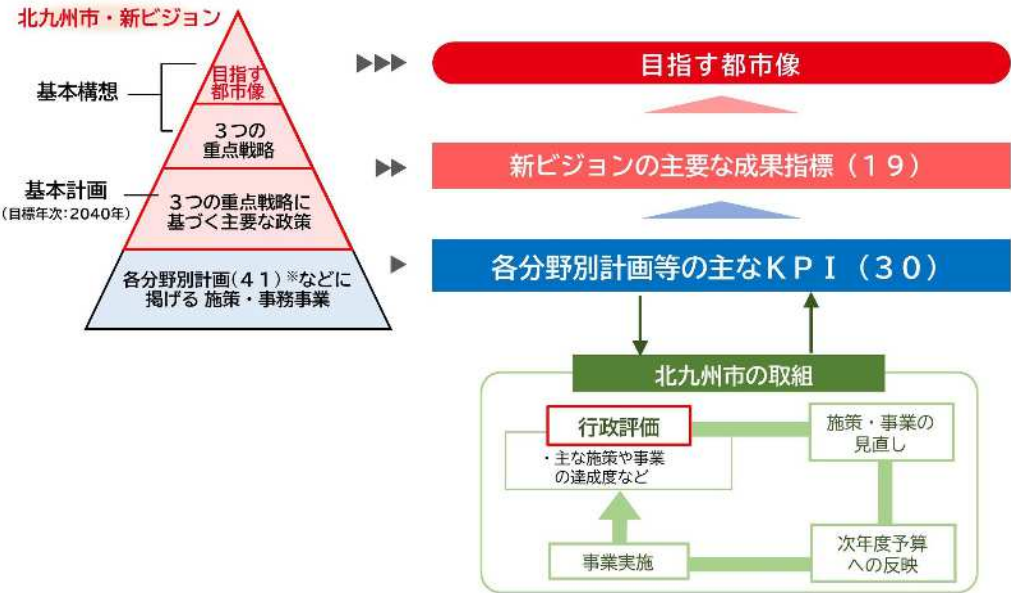
本報告書は、令和7年度に実施した新ビジョンに基づく主要事務事業について、行政評価を実施した結果を総括的に示すとともに、施策の評価、評価の理由等を取りまとめたものである。

2 施策評価及び事業評価の対象

「新ビジョン」に基づく 98 の「主な施策」については、これを構成する主要事務事業の実施状況等を踏まえ、施策担当局において評価を実施した。

また、令和7年度に実施した事業のうち、「主な施策」を構成する 211 の主要事務事業については、事業を所管する担当課において事業評価を実施し、事業の成果や達成状況等を検証した。

新ビジョンの進行管理と行政評価の関係図



3 評価の進め方

(1) 施策評価

各施策担当局において、主要事務事業の評価結果等を踏まえ、新ビジョンに係る主な施策の達成状況について、「順調」「概ね順調」「やや遅れ」「遅れ」の4段階で評価を行った。

なお、各施策には、構成する主要事務事業を記載するとともに、該当する事業の評価内容を参照できるよう「事業担当局」と「No（事務事業番号）」を併記している。

(2) 事業評価

主な施策を構成する主要事務事業について、事業の成果や進捗を示す指標等を踏まえ、事業が目指す成果に対する達成状況や進捗状況を、「順調」「概ね順調」「やや遅れ」「遅れ」の4段階で、各事業所管課が自己評価を行った。

事業の評価基準 (成果指標の達成率※)	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れ
	100%以上	80%以上	50%以上	50%未満

※数値目標の設定が困難、又は単年度目標が未設定（中期目標のみ）等の場合を除く

4 施策・事業評価結果

(1) 主な施策 (98施策)

《内訳》		(単位:施策)				
重点戦略	評 価	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れ	計
I 「稼げるまち」の実現		14	17	1	0	32
II 「彩りあるまち」の実現		9	21	1	1	32
III 「安らぐまち」の実現		18	15	1	0	34
計		41 (41.8%)	53 (54.1%)	3 (3.1%)	1 (1.0%)	98 (100.0%)

(2) 主要事務事業 (211事業)

《内訳》		(単位:事業)				
重点戦略	評 価	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れ	計
I 「稼げるまち」の実現		32	33	9	0	74
II 「彩りあるまち」の実現		27	31	3	1	62
III 「安らぐまち」の実現		42	28	5	0	75
計		101 (47.9%)	92 (43.6%)	17 (8.0%)	1 (0.5%)	211 (100.0%)